

---

プロジェクト **法人税等会計基準等の見直し**

項目 **住民税（均等割）の適用初年度の経過措置に関する再提案**

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、「法人税等会計基準等の見直し」への対応として、見直し後の企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）等の住民税（均等割）の適用初年度の経過措置に関する再提案について、ご意見を伺うことを目的としている。

### これまでの経緯

2. 第 96 回税効果会計専門委員会（2025 年 9 月 11 日開催）及び第 557 回企業会計基準委員会（2025 年 9 月 18 日開催）では、見直し後の法人税等会計基準等の適用時期に関して、次のとおり提案した。
  - (1) 見直し後の法人税等会計基準等の適用時期については、最終基準を公表した日から 1 年程度経過した年の 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
  - (2) 最終基準の公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの早期適用を認める。
  - (3) 防衛特別法人税の当期税金に係る取扱いについて、2026 年 3 月 31 日までに別途実務対応報告を公表し、その適用時期を 2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度からとする。この場合、実務対応報告の内容については別途検討を行う。
3. また、経過措置に関して、次のとおり提案した。
  - (1) 住民税（均等割）に関して、見直し後の基準の発効日時点で、現行の法人税等会計基準に従い、住民税（均等割）を住民税（法人税割）とともに損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目をもって表示する取扱いを適用していた企業は、当該取扱いを一定期間（例えば 2、3 年）適用することができるという経過措置は設けない。
  - (2) 公開草案では、住民税（均等割）について現行の取扱いの選択を認める定めは置かないことを提案するが、公開草案の公表時にこの提案を個別の質問項目としてコメントを募集する。

- (3) 見直し後の法人税等会計基準等の適用初年度においてこれまでの表示方法と異なることとなる場合、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「企業会計基準第 24 号」という。)第 14 項<sup>1</sup>の定めに従い、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行うことを求める。
4. 前項(3)の提案に関し、第 96 回税効果会計専門委員会及び第 557 回企業会計基準委員会において、賛同する意見が聞かれた一方で、住民税(均等割)の適用初年度の取扱いについて、表示に留まらずに原価計算などに影響する可能性がある点を指摘する意見や、本プロジェクトが新たな税金が創設されたときの機動的な対応を背景としていたことを考慮して、過去の財務諸表の組替えを求めることについて再検討を要望する意見が聞かれた。
5. 加えて、第 96 回税効果会計専門委員会では、住民税(均等割)の適用初年度の取扱いについて、過去の財務諸表の組替えの対応が必要となる企業は上場企業の中のかなりの割合を占めると考えられ、過去の財務諸表の組替えを行うか否かについて、各企業で企業会計基準第 24 号第 35 項<sup>2</sup>の重要性に照らした検討をすることになると考えるため、そうであるならば経過措置の中で何らかの手当をするというのが全体最適の観点では重要と考えるとの意見が聞かれた。
6. 第 97 回税効果会計専門委員会(2025 年 10 月 16 日開催)及び第 561 回企業会計基準委員会(2025 年 10 月 20 日開催)では、見直し後の法人税等会計基準等の文案の審議を行い、見直し後の法人税等会計基準の適用時期及び経過措置に関する定めを次のとおり示した。

(HP では非公表)

7. 前項に記載の文案では、特段の経過措置は設けていないため、見直し後の法人税等会計基準等の適用初年度においてこれまでの表示方法と異なることとなる場合、企業会計基準第 24 号第 14 項の定めに従い、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな

---

<sup>1</sup> 企業会計基準第 24 号第 14 項では、「財務諸表の表示方法を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行う。」としている。

<sup>2</sup> 企業会計基準第 24 号第 35 項では、「本会計基準のすべての項目について、財務諸表利用者の意思決定への影響に照らした重要性が考慮される。重要性の判断は、財務諸表に及ぼす金額的な面と質的な面の双方を考慮する必要がある。金額的重要性には、損益への影響額又は累積的影響額が重要であるかどうかにより判断する考え方や、損益の趨勢に重要な影響を与えているかどうかにより判断する考え方のほか、財務諸表項目への影響が重要であるかどうかにより判断する考え方などがある。ただし、具体的な判断基準は、企業の個々の状況によって異なり得ると考えられる。また、質的重要性は、企業の経営環境、財務諸表項目の性質、又は誤謬が生じた原因などにより判断することが考えられる。」としている。

表示方法に従い財務諸表の組替えを行うことを求めることとなると考えられる。これに対し、第97回税効果会計専門委員会及び第561回企業会計基準委員会では、住民税（均等割）の適用初年度の表示に関して過去の財務諸表の組替えを求めるか否かについて、引き続きの検討を要望する意見が複数聞かれた。

### **住民税（均等割）に関する適用初年度の経過措置に関する再提案**

8. 上述の経緯を踏まえると、見直し後の法人税等会計基準の住民税（均等割）に関する適用初年度の経過措置に関して、次の案が考えられる。

（案1）本資料第6項に記載の文案第20-7項のままとし、特段の追加は行わない。

（案2）特段の条件を設けずに、住民税（均等割）に関して、適用初年度の比較情報の組替えを行うことを要しない旨を新たに追加する。

（HPでは非公表）

（案3）住民税（均等割）に関する適用初年度の比較情報の組替えを行わない旨を新たに追加する。

（HPでは非公表）

9. 次項以降では、前項に記載のそれぞれの案について分析を行っている。

#### **（案1）**

10. （案1）は、特段の経過措置は設けないため、見直し後の法人税等会計基準等の適用初年度において住民税（均等割）の表示についてこれまでの表示方法と異なることとなる場合、企業会計基準第24号第14項の定めに従い、原則として表示する過去の財務諸表について新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行うことを求める対応案である。重要性の判断については、企業会計基準第24号第35項に従って行うこととなると考えられる。

11. 一方で、特段の記載を行わない場合、変更による影響に重要性が乏しい企業が大多数を占めると想定されるにもかかわらず、そのような企業においても、企業会計基準第24号第35項の重要性の判断に拠らず、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを強制されるとの誤解を招く可能性があると考えられる。

#### **（案2）**

12. （案2）は、特段の条件を設けずに、適用初年度の比較情報の組替えを行うことを要しないとする対応案である。大多数の企業は適用初年度の比較情報の組替えを行わないとの

結論に至るものと想定されるが、容認規定とすることで、変更の影響に重要性がない企業と重要性がある企業の双方ともに適用初年度の比較情報の組替えを行うことは妨げない対応案である。

13. 一方で、特段の条件を設けないため、変更の影響に重要性がある企業についても組替えを行わないことを容認することとなる点は、過去の期間との比較可能性の確保の趣旨に反すると考えられる。

### (案3)

14. (案3) は、一律に適用初年度の比較情報の組替えを行わないとする対応案である。大多数の企業にとっては変更の影響に重要性が乏しいと考えられることから、明快な定めであると考えられる。
15. 一方で、変更の影響に重要性のある企業まで適用初年度の比較情報の組替えを禁止することは、過去の期間との比較可能性の確保の趣旨に反すると考えられる。また、IFRS会計基準適用企業など、変更の影響に重要性がなくとも過去の財務諸表の組替えを行うニーズのある企業も想定され、それらの企業にも組替えを禁止することは、組替えを原則とする企業会計基準第24号第14項の定め反するものと考えられる。

### 事務局の提案

16. 以上の分析から、適用初年度の比較情報の組替えを行うことを要しないことを明確化するため、見直し後の法人税等会計基準の住民税(均等割)に関する適用初年度の経過措置については、(案2)を採用してはどうか。

#### ディスカッション・ポイント

前項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上